平成２０年（フ）第３２４８号
宮城県仙台市泉区長命ケ丘６丁目３番地の18、開始決定時の住所神奈川県藤沢市円行１丁目18番地の15
破産者　栗原　豊子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２３号
神奈川県藤沢市遠藤865番地の５　ハイツ山本204、住民票上の住所神奈川県藤沢市遠藤865番地の５　ハイツ山本202
破産者　井上　秀男
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８２号
富山市中川原206番地３
破産者　稲飯建築こと　稲飯　惠雄
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３０１号
富山市住吉町２丁目４番23―305号　ミラニスタ
破産者　越村　　晃
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２号
富山市森住町18番17号
破産者　大井川広志
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
富山市米田町１丁目２―23　ビルトマンション米田205号、住民票上の住所富山県中新川郡舟橋村稲荷23番地１
破産者　廣瀬　芳高
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１３５号
静岡市駿河区敷地２丁目27番30―101号、旧住所静岡市駿河区富士見台２丁目６番６号
破産者　糸川　貞幸
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２９２号
静岡県藤枝市上薮田120番地の29、旧住所静岡県藤枝市五十海４丁目６番14号
破産者　中村　友美
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８１２号
静岡市葵区七間町３番地の５
破産者　齊藤　寿晴
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１０６号
三重県伊賀市上野下幸坂町3888番地、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市上野小玉町3089番地の１
破産者　中森　一好
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第１０７号
三重県伊賀市上野下幸坂町3888番地、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市上野小玉町3089番地の１
破産者　中森　雄一
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第１５８号
三重県名張市桔梗が丘３番町２街区57番地
破産者　橋本　義文
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４０号
三重県伊賀市小田町1489番地の１、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市千歳289番地の２
破産者　永尾　康則
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第５００４号
大阪市平野区平野元町10ー15―901、開始決定時の住所大阪市平野区平野元町10番23―502号
破産者　川﨑　　淳
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７１１４号
大阪府大東市栄和町４番25号　アドバンスＩ311号、開始決定時の住所大阪府大東市氷野４丁目５番61号
破産者　河島　孝男
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２８０号
大阪府門真市小路町25番８号
破産者　西村　　武
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１００２３号
大阪府八尾市東本町３丁目２番29号、申立時の住所大阪府八尾市渋川町３丁目７番10号
破産者　からから亭こと　宇都宮利彦
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３号
大阪府八尾市刑部４丁目301番地、開始決定時の住所大阪府八尾市中田５丁目25番地
破産者　ラグポートこと　加藤　裕之
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部